



Q・教育費の保護者負担軽減を

A・補助教材購入は最小限にする

Q 豊山町では、補助教材として教科ごとにドリルやテストなどを保護者が負担している。この他にも保護者の負担するものは多い。教育にかかる保護者の負担について、当局としてはどのように認識しているか。

A 日本国憲法第26条第2項では、「義務教育は、これを無償とする。」と書かれている。しかし、実際に国の制度で無償になっているのは、授業料と教科書だけである。「わがもの学習費調査」によると、学用品費や遠足・修学旅行費用などの学校教育費、学校給食費、補助学習費およびその他の学校外活動費の合計である学習費総額の平均は、平成26年度は公立小学校で年間約32万円、公立中学校で年間約48万円となっている。

A 教育委員会事務局長 補助教材は、教科書を捕捉し、学習をより充実させていくために必要なものである。そこで、補助教材の選定は、適切なものが使われるよう、各学校は事前に希望する補助教材を町教育委員会へ届け出ている。

Q 教育にかかる保護者負担の軽減を図るため、補助教材について町の補助としてはどうか。

A 教育委員会事務局長 学校が要望した補助教材の一部については、町費で購入して児童生徒の保護者の負担を極力少なくしている。

また、補助教材費が負担になると思われる生活保護および準要保護世帯については、教育扶助費や就学援助費を支給している。



▲補助教材費への町の補助を